

建物を取り壊したら手続きが必要です

問 住民生活課 税務係 ①②番窓口 Tel64-1106

町内にある建物（住宅、車庫、倉庫、店舗、工場、その他の家屋）は固定資産税の台帳に登録されていますので、取り壊した（全部または一部取壊し）場合は、税務係（固定資産税担当）まで滅失届を提出してください。（現地確認や調査等を行うことがあります。）

右の二次元コードから「滅失届」用紙をダウンロードできます。



（注意）手続きしないまま放っておくと、課税台帳に残り続け、課税誤りの原因となることがあります。まずはご連絡ください。

登記されている建物の場合は、不動産登記法により、滅失の日から1か月以内に申請することが定められています。

法務局（登記所）への手続きもあわせてお願いします。 和歌山地方法務局 Tel 073-422-5131

湯浅町の本人通知制度が変わります

問 住民生活課 住民係 ③④番窓口 Tel64-1102

住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求や不正取得に伴う権利侵害の防止を目的として、平成23年4月から「事前登録型本人通知制度」を導入しています。

さらなる不正請求・不正取得の抑止と、人権侵害防止の強化のため、11月1日から「登録不要型本人通知制度」を開始します。

これまでの本人通知制度は、事前登録をした方が対象でしたが、11月1日からは事前登録が不要となり、湯浅町に住所・本籍がある方全員が対象になります。

本人通知制度とは

住民票の写し等を代理人や第三者（※）に交付した場合に、証明書を交付した事実を本人に通知する制度です。（住民票や戸籍謄本の交付を制限するものではありません。）

（※）本人からの委任状を持参した代理人や職務上請求書を利用する八士業（弁護士、行政書士、司法書士など）

通知対象となる方

- 湯浅町に住民登録している方
- 湯浅町に現在本籍がある方

通知対象となる証明書

- 住民票の写し
- 改製原戸籍謄（抄）本
- 戸籍謄（抄）本
- 戸籍の附票

※下記の場合は通知されません。

- 本人と同一世帯の者からの請求（住民票の写し）
- 同一戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系親族からの請求（戸籍謄（抄）本等）
- 国または地方公共団体の公的機関からの請求
- 法定で定める裁判や紛争処理手続きのための請求

通知される内容

- 交付年月日
- 交付した証明書の種別・通数
- 請求者の種別（代理人・第三者の別）
- 本人から委任された者の氏名（代理人請求の場合）

